



2019年7月29日

各 位

会 社 名	東 邦 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 小 樋 誠 二 (コード番号：5781)
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 部 長 森 本 幾 雄 (TEL 06-6202-3376)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2019年1月17日提出の「改善報告書」につきまして、有価証券上場規程第503条第1項の規程に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改 善 状 況 報 告 書

令和元年 7 月 29 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

東邦金属株式会社
代表取締役社長 小樋 誠二

平成 31 年 1 月 17 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 改善報告書の提出経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 訂正した過年度決算短信等	3
② 訂正した有価証券報告書等	3
③ 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額	5
(2) 過年度決算を訂正するに至った経緯・原因	8
① 不適切な会計処理が発覚した経緯	8
② 特別調査委員会の調査により判明した事項	8
(3) 主な関係者の認識・関与等	9
(4) 不適切な会計処理の概要	9
(5) 原因分析	10
① 業績回復再建のプレッシャーの存在	10
② リスク感度の希薄さ	10
③ 取締役会等での検討不足及び規程の整備・運用の不備	11
④ 与信管理の不備	11
⑤ 不十分な内部監査	11
2. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況等	12
(1) 改善報告書記載の改善措置及びその実施状況並びに運用状況	12
① 再発防止対策会議の設置	12
②-1 商品取引開始時のリスク把握の徹底及びその商流の確認	12
②-2 与信管理に関する規程の制定・運用	13
③ 取締役会の実効性向上	15
④ コンプライアンス意識等の向上	16
⑤ 職務権限明細表の見直し及び運用の徹底	17
⑥ 内部監査の強化	18
⑦ 監査役監査の強化	20
(2) 改善措置実施スケジュール	21
3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する会社の評価	22

1. 改善報告書の提出経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は過去の一部の取引に関し実在性に疑義があるとの外部からの指摘を受け、平成 30 年 9 月 28 日に特別調査委員会を設置し調査を行いました。11 月 9 日に特別調査委員会の調査報告書を受領し、当社は特定顧客との間に商品の実在性のない資金循環取引を行っていたことが判明しました。そのことにより、11 月 13 日に過年度の決算短信等の訂正を行い、11 月 14 日及び 11 月 15 日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。訂正した過年度決算短信等及び業績に及ぼす影響額については、以下の通りです。

① 訂正した過年度決算短信等

第 64 期（平成 26 年 3 月期）

第 3 四半期決算短信（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日）
決算短信（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

第 65 期（平成 27 年 3 月期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 6 月 30 日）
第 2 四半期決算短信（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）
第 3 四半期決算短信（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日）
決算短信（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

第 66 期（平成 28 年 3 月期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日）
第 2 四半期決算短信（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日）
第 3 四半期決算短信（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日）
決算短信（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

第 67 期（平成 29 年 3 月期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）
第 2 四半期決算短信（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）
第 3 四半期決算短信（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）
決算短信（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

第 68 期（平成 30 年 3 月期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）
第 2 四半期決算短信（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）
第 3 四半期決算短信（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）
決算短信（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

第 69 期（平成 31 年 3 月期）

第 1 四半期決算短信（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

② 訂正した有価証券報告書等

第 64 期（平成 26 年 3 月期）

第 3 四半期報告書（自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日）※

- 有価証券報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
 第 65 期 (平成 27 年 3 月期)
- 第 1 四半期報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 6 月 30 日) ※
 第 2 四半期報告書 (自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日) ※
 第 3 四半期報告書 (自 平成 26 年 10 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日) ※
 有価証券報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
 第 66 期 (平成 28 年 3 月期)
- 第 1 四半期報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日) ※
 第 2 四半期報告書 (自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日) ※
 第 3 四半期報告書 (自 平成 27 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日) ※
 有価証券報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
 第 67 期 (平成 29 年 3 月期)
- 第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
 第 2 四半期報告書 (自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
 第 3 四半期報告書 (自 平成 28 年 10 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)
 有価証券報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
 第 68 期 (平成 30 年 3 月期)
- 第 1 四半期報告書 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日)
 第 2 四半期報告書 (自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
 第 3 四半期報告書 (自 平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
 有価証券報告書 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
 第 69 期 (平成 31 年 3 月期)
- 第 1 四半期報告書 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日)

※ 縦覧期間が終了しており、現在は非縦覧の有価証券報告書等であります。

③ 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額

期間	項目	訂正前	訂正後	(単位：千円) 影響額
第64期 平成26年3月期 第3四半期	売上高	2,763,973	2,665,643	△ 98,330
	営業利益	38,479	35,556	△ 2,923
	経常利益	48,550	△ 31,224	△ 79,774
	当期純利益	97,527	17,752	△ 79,774
	総資産	4,222,149	4,142,374	△ 79,774
	純資産	2,025,799	1,946,024	△ 79,774
第64期 平成26年3月期 通期	売上高	3,721,762	3,481,262	△ 240,500
	営業利益	42,203	34,202	△ 8,001
	経常利益	43,907	△ 80,341	△ 124,248
	当期純利益	91,171	△ 33,077	△ 124,248
	総資産	4,309,406	4,185,158	△ 124,248
	純資産	2,006,594	1,882,345	△ 124,248
第65期 平成27年3月期 第1四半期	売上高	1,149,591	893,741	△ 255,850
	営業利益	18,169	9,378	△ 8,791
	経常利益	27,986	△ 79,631	△ 107,617
	当期純利益	25,506	△ 82,111	△ 107,617
	総資産	4,533,243	4,301,378	△ 231,865
	純資産	1,998,066	1,766,200	△ 231,865
第65期 平成27年3月期 第2四半期	売上高	2,012,315	1,743,865	△ 268,450
	営業利益	33,687	12,963	△ 20,724
	経常利益	42,981	△ 140,846	△ 183,828
	当期純利益	40,100	△ 143,728	△ 183,828
	総資産	4,727,594	4,419,517	△ 308,076
	純資産	2,039,276	1,731,199	△ 308,076
第65期 平成27年3月期 第3四半期	売上高	2,882,845	2,601,780	△ 281,065
	営業利益	66,998	33,703	△ 33,295
	経常利益	82,195	△ 85,158	△ 167,354
	当期純利益	76,113	△ 91,240	△ 167,354
	総資産	4,636,579	4,344,976	△ 291,603
	純資産	2,086,655	1,795,052	△ 291,603
第65期 平成27年3月期 通期	売上高	3,764,391	3,471,581	△ 292,810
	営業利益	72,917	27,668	△ 45,249
	経常利益	95,551	18,779	△ 76,771
	当期純利益	72,474	△ 4,297	△ 76,771
	総資産	4,602,302	4,401,282	△ 201,020
	純資産	2,114,022	1,913,001	△ 201,020
第66期 平成28年3月期 第1四半期	売上高	874,022	866,950	△ 7,071
	営業利益	3,646	△ 4,697	△ 8,344
	経常利益	10,886	73,176	62,289
	当期純利益	8,810	71,099	62,289
	総資産	4,487,596	4,348,866	△ 138,730
	純資産	2,165,916	2,027,186	△ 138,730

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第66期 平成28年3月期 第2四半期	売上高	1,763,492	1,750,531	△ 12,961
	営業利益	△ 11,749	△ 26,285	△ 14,536
	経常利益	△ 9,546	54,539	64,086
	当期純利益	△ 13,057	51,029	64,086
	総資産	4,375,696	4,238,762	△ 136,934
	純資産	2,082,745	1,945,811	△ 136,934
第66期 平成28年3月期 第3四半期	売上高	2,543,558	2,524,706	△ 18,851
	営業利益	△ 26,108	△ 46,523	△ 20,414
	経常利益	△ 20,255	57,013	77,268
	当期純利益	△ 10,527	66,741	77,268
	総資産	4,364,490	4,240,738	△ 123,751
	純資産	2,106,915	1,983,163	△ 123,751
第66期 平成28年3月期 通期	売上高	3,315,165	3,290,227	△ 24,938
	営業利益	△ 73,906	△ 100,351	△ 26,444
	経常利益	△ 66,317	△ 2,551	63,765
	当期純利益	△ 58,283	5,482	63,765
	総資産	4,191,782	4,054,527	△ 137,254
	純資産	1,985,633	1,848,378	△ 137,254
第67期 平成29年3月期 第1四半期	売上高	857,076	851,191	△ 5,885
	営業利益	△ 12,223	△ 18,100	△ 5,877
	経常利益	△ 7,803	△ 10,222	△ 2,419
	当期純利益	16,393	13,973	△ 2,419
	総資産	4,224,638	4,084,963	△ 139,674
	純資産	1,982,262	1,842,588	△ 139,674
第67期 平成29年3月期 第2四半期	売上高	1,671,556	1,660,083	△ 11,473
	営業利益	1,052	△ 10,431	△ 11,484
	経常利益	3,854	3,274	△ 579
	当期純利益	26,286	25,706	△ 579
	総資産	4,350,775	4,212,940	△ 137,834
	純資産	2,022,276	1,884,441	△ 137,834
第67期 平成29年3月期 第3四半期	売上高	2,505,479	2,488,777	△ 16,702
	営業利益	41,983	25,362	△ 16,621
	経常利益	48,083	37,539	△ 10,543
	当期純利益	68,752	58,208	△ 10,543
	総資産	4,504,046	4,356,247	△ 147,798
	純資産	2,129,058	1,981,259	△ 147,798
第67期 平成29年3月期 通期	売上高	3,338,351	3,315,736	△ 22,615
	営業利益	49,516	27,036	△ 22,480
	経常利益	54,296	39,683	△ 14,613
	当期純利益	74,191	59,578	△ 14,613
	総資産	4,484,672	4,332,804	△ 151,868
	純資産	2,154,151	2,002,283	△ 151,868

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第68期 平成30年3月期 第1四半期	売上高	900,154	896,211	△ 3,942
	営業利益	△ 114,116	23,222	137,339
	経常利益	△ 106,823	54,832	161,656
	当期純利益	△ 116,919	44,736	161,656
	総資産	4,512,019	4,521,807	9,788
	純資産	2,068,395	2,078,183	9,788
第68期 平成30年3月期 第2四半期	売上高	1,856,011	1,852,069	△ 3,942
	営業利益	△ 24,978	91,789	116,768
	経常利益	△ 19,149	140,924	160,074
	当期純利益	△ 34,853	125,220	160,074
	総資産	4,699,486	4,707,693	8,206
	純資産	2,232,185	2,240,392	8,206
第68期 平成30年3月期 第3四半期	売上高	2,792,527	2,788,585	△ 3,942
	営業利益	33,421	150,167	116,746
	経常利益	45,562	205,614	160,052
	当期純利益	23,145	183,197	160,052
	総資産	4,799,592	4,807,776	8,184
	純資産	2,338,970	2,347,154	8,184
第68期 平成30年3月期 通期	売上高	3,669,186	3,665,244	△ 3,942
	営業利益	45,742	162,551	116,809
	経常利益	60,969	221,085	160,115
	当期純利益	24,129	184,244	160,115
	総資産	4,809,906	4,818,153	8,247
	純資産	2,302,479	2,310,727	8,247
第69期 平成31年3月期 第1四半期	売上高	949,942	949,942	-
	営業利益	50,373	50,373	-
	経常利益	57,759	57,759	-
	当期純利益	43,145	43,145	-
	総資産	4,920,331	4,928,578	8,247
	純資産	2,315,801	2,324,048	8,247

(注) 訂正前の売上高の計上方法は、平成27年3月期第2四半期より総額処理から純額処理に変更しております。

(2) 過年度決算を訂正するに至った経緯・原因

① 不適切な会計処理が発覚した経緯

当社は、平成25年10月1日より仕入先のW'社が中国から輸入した炭化ケイ素（以下、「SiC」といいます。後にダイヤモンドパウダーも対象とします。）を対象商品とし、同社を仕入先（売主）、当社を買主及び転売主、販売先W社（W'社と代表者が同一人物で、本店所在地が同一の会社）を転買主として、W社から大手電機会社等を最終納入先とする売買取引（以下、「本件取引」といいます。）を始めました。

平成29年6月、信用情報提供会社より、W'社とW社が、他社との取引において、商品が実在しない架空取引を行っているとの情報が寄せられました。そこで当社は、W'社及びW社の双方の代表者であるZ社長に対し、本件取引の実在性を示す確実な証拠の提示を求めましたが、その提供を受けられませんでした。当社は、取引の継続は危険と判断し、取引を停止したところ、W社からの売掛金の支払が行われなくなりました。

今般、当社は、外部からW社との取引について、対象商品の実在性に疑義があるとの指摘を受け、第三者委員会に代わる特別調査委員会を立ち上げて調査を行うこととし、平成30年9月28日、同委員会を設置いたしました。

② 特別調査委員会の調査により判明した事項

(ア) 本件取引開始の経緯

本件取引は、平成25年4月に当社の資本上位会社から当社の事業を立て直すために送り込まれた取締役営業本部長が持ち込んだ案件でありました。当時、当社はタングステン、モリブデン製品など主力製品の販売不振などにより2期連続の当期純損失を計上するなど業績先行きが不透明な状況にありました。取締役営業本部長は、太陽光発電のシリコンソーラーパネル切断用商材であるSiCをZ社長が大手電機会社等へ販売しているという情報を入手し、Z社長にその既存の商流に当社を加えてもらえるよう打診したことが本件取引開始につながったものです。

(イ) 本件取引の態様、規模

本件取引は、Z社長がそれぞれ代表取締役となっているW'社とW社の間に当社が入り、W'社が中国から仕入れたSiCをW'社から仕入れ、W社に販売し、W社を経由して最終的には大手電機会社等へ販売するという形態の取引でした。当初、月間30百万円程度の取引を予定しておりましたが、1年後には月間100百万円を超える規模にまで膨らみました。その後、当社は、社外監査役等からの指摘も踏まえてリスク低減のため取引縮小を図り、取引規模は漸減していき、平成27年4月以降は、月間60百万円程度となりました。

(ウ) 取引開始時における商品の実在性に関する確認内容、社内手続き

本件取引開始時において、現物確認としてサンプルの入手さえも行っていませんでした。

社内手続きとして、稟議書及び契約書（案）を作成し、社内稟議にかけるとともに、本件取引の内容について取締役全員の検討を経たうえで、最終的に平成25年9月18日付で社長決裁を受けて開始されました。当時、社内決裁規程である社則（職務権限明細表）において、取締役会付議事項に関する基準が明確に定められていなかったため、取締役会に諮られることはありませんでした。

(エ) 取引開始後における商品の実在性に関する確認内容、社内手続き

本件取引開始後においては、取引規模の拡大もあり、当社の数名がW社に出向き、備蓄用の対象物（SiC）と称する現物を確認するとともに、信用保証会社の保証の付保、信用調査会社からの情報入手等のリスク低減に努めておりました。

平成 26 年 10 月に、社外監査役等から本件取引額が急増していることから与信リスクに関する注意喚起がなされたことを踏まえ、資金負担額の課題及びリスク許容範囲等を総合的に判断し、取引額を減少させる旨の方針を決定し、平成 27 年 4 月以降の取引額は月間 60 百万円前後で推移することとなりました。

会計監査人からは、再三、本件取引の実在性の確認を求められ、最終顧客である大手電機会社への送り状等の証憑の提供や現品の確認を要請しましたが、取引関係に支障が出る可能性があるなどとしてその要請を拒絶されました。そのため、当社が確認できた証憑類は、数量等を黒塗りされた船荷証券、パッキングリスト（梱包明細表）の写しにとどまっておりました。

また、平成 28 年 10 月にダイヤモンドパウダーが商材に追加されたこと等により、本件取引の契約を変更しましたが、平成 25 年 10 月 1 日付で社則（職務権限明細表）の変更が行われ、本件取引金額からすれば取締役会付議事項とすべきところでしたが、取締役会に諮られることはありませんでした。

(オ) 最終的に判明した事項

平成 29 年 6 月に信用情報提供会社より、W'社とW社がからむ架空取引を疑う情報が寄せられ、それを契機に本件取引を停止し、当社への入金滞ったことから、平成 30 年 3 月期第 1 四半期に未回収債権金額に対して貸倒引当金 143 百万円を計上しました。

その後、当社は、平成 29 年 10 月、W社を被告とする売掛金請求の民事訴訟の提起（現在も係属中）を行い、また、外部からの指摘を契機に平成 30 年 9 月に特別調査委員会を設置しました。同委員会の調査においては、当社関係者のいずれもが本件取引の具体的対象商品を確認できたことはなく、客観的にもその実在性を確認できる資料はなく、加えて、W'社及びW社の代表者であるZ社長が民事訴訟の過程において、本件取引が当初より対象商品の存在しない取引であることを自白していることから、本件取引は資金のやりとりのみが存在する資金循環取引であったと認めざるを得ないとの結論が出されました。

(3) 主な関係者の認識・関与等

当社の関係者は本件取引について取引開始から停止に至るまで、実在性のある取引であるとの認識に変わりなく、対象物品が存在しない資金循環取引であると認識していた者は見当たりませんでした。

(4) 不適切な会計処理の概要

当社は、特別調査委員会から、本件取引は如何なる角度からも対象商品の存在を確認できるものは無く、よって対象商品が存在せず架空であり、資金のやりとりのみが存在する資金循環取引であったと認めざるを得ないとの調査結果を受けました。そのため、売上高を計上していた本件取引の会計処理は適切ではないと判断し、本件取引開始からの売上高、仕入高を取り消し、本件取引を止めた後の売掛金残高に対して計上していた貸倒引当金もいったん取り消しました。そ

の上で、一般に、現物を伴わない資金循環取引では、取引が停止した時点で債権が貸し倒れる、ないしは回収不能になるケースが多いことから、本件では取引開始の時点から貸し倒れリスクが極めて高い債権であったと改めて認識し、本件取引により発生した当社の支払額と受取額の差額については長期未収入金として処理し、当該長期未収入金に係る貸倒引当金は取引開始の平成26年3月期第3四半期以降の各期において回収可能額を合理的に見積もり、必要額を計上いたしました。

(5) 原因分析

①業績回復のプレッシャーの存在

当社は、本件取引を平成25年10月から開始いたしました。当時、当社は、東日本大震災による電力不足に対応する省エネ対策で、白熱電球の生産終了や蛍光灯の急速なLED化により、当社の主力製品であるタングステン、モリブデン製品の販売が落ち込んだこと等により赤字決算が続いていました。そのため、平成26年3月期が赤字決算になれば、3期連続赤字となり、更なる減損損失、人員削減の検討・実施が必要となる状況であったことから、平成26年3月期の黒字達成は当社の大命題でありました。それにより、メーカーである当社が、早期、かつ、確実に利益を出したいとの考えで、本業にそぐわない本件取引を始めてしまったという背景がありました。

②リスク感度の希薄さ

当社は、これまでも本件取引のような対象物が当社を経由することなく販売する取引を行ってききましたが、その金額は月間1百万円程度のものであったため、リスクを深く考慮してきませんでした。本件取引は、当社にとって、対象物品が当社製品に関わりがなく、高額な取引で、かつ、同一人物の支配下にある会社に挟まれた取引という点で初めての取引でした。しかしながら、当社は、対象物品を直接取り扱わないような取引には、資金循環取引に巻き込まれやすいというリスクがあることを十分に認識することなく本件取引を開始してしまいました。また、当社は、本件取引の販売先であるW社が当社の資本上位会社と十年來の取引実績がある点や最終顧客が大手電機会社である点に安心し、W社の信用力及び取引の実在性に懸念を持つこともありませんでした。その結果、本件取引開始時及び開始後の対応において以下の不備がありました。

- (ア) 本件取引は、同一人物の支配下にある会社との間に挟まれた特殊な形態の取引であったにも関わらず、取引開始時において、当社総務部で取引基本契約書の内容を確認するのみで済ませ、顧問弁護士によるリーガルチェックを行うことによってリスクを把握しようとしていませんでした。また、対象物品の実在性の検証もしていませんでした。
- (イ) 本件取引の取引先は、非上場の小規模会社であったものの、当社の資本上位会社との取引があったことで安心し、信用調査を怠っていました。
- (ウ) 本件取引開始後の実在性確認において、Z社長に要請した最終顧客である大手電機会社への送り状等の証憑の提供や現品の確認は、取引関係に支障が出る可能性があるなどとしてその要請を拒絶されました。そのため、数量等を黒塗りされた船荷証券及びパッキングリスト（梱包明細表）の写しの受領などにより確認しましたが、実在性の確認資料として不十分なものを許容し、取引を継続させました。実在性の確認手段としては不適當でありました。

③取締役会等での検討不足及び規程の整備・運用の不備

当社は、本件取引開始にあたって、平成 25 年 9 月 18 日付けで、社則（職務権限明細表）に則り社長決裁による稟議決裁を行いました。当時の社則（職務権限明細表）では取締役会付議事項に関する基準が明確に定められていませんでした。これもあり、当社では、新規の商材を扱い、かつ、多額な商品取引（他社製品の売買取引）といった不慣れな商品取引にも関わらず、取締役会等の会議体による慎重な審議を行おうという考えには至りませんでした。

また、本件取引にかかる社長決裁後の平成 25 年 10 月 1 日付けで社則が改訂され、職務権限明細表において「購買に関する取引契約の締結・変更・解除」として年間取引が 24 百万円以上の取引、一般的な条件と著しく異なる取引に関しては取締役会付議事項と定められました。しかし、当初の稟議決裁を行った取引額を超過した際及び本件取引にかかる契約の変更を行った際においても、規則に則った運用を行わず、取締役会で審議しませんでした。取締役のみにとどまらず、取締役会事務局及び稟議内容の確認部署である総務部を含め、全社的に社内規程遵守の意識が欠如し、また、常勤取締役間で話し合いが行われていたことから、監査役を含めた審議は不要と考え、取締役会での審議を蔑ろにしました。

④与信管理の不備

当社は、取引先が大手中心で、過去に貸倒損失の発生が少なかったこともあり、与信管理全般に関する規程を策定していませんでした。また、実務上行われていた与信管理についても、ファクタリング会社との与信保証契約を締結することでリスク回避ができていると考え、十分な対応を行っていませんでした。

本件取引においても与信保証契約を締結したものの、それが少額にとどまり、また、売掛債権が与信保証額を大幅に上回っていたにも関わらず、信用調査が不十分で、結果として過大な与信限度の設定につながりました。

⑤不十分な内部監査

当社の内部監査室は室長 1 名体制で、品質保証部（品質・環境の監査）も兼務していたことから、当該品質保証部の業務及び財務報告に係る内部統制監査が中心で、業務監査が不十分でありました。

また、リスク分析・評価が不十分であり、通常の取引とは異なる本件取引を業務監査の対象とすることもできませんでした。

さらに、内部監査の計画・実施において監査役、内部監査室との間の情報交換が不足しており、加えて、常勤監査役は、本件取引開始時に本件取引おけるリスクは低いとの独自の判断を行いました。これらは、本件取引に関する情報を社外監査役へ報告して社外の異なったリスク感覚を汲み取ろうという意識を欠いており、関係者間の連携、情報の共有が不足していたことによって起こったものでした。

十分な関係者間の連携、情報の共有のもとにリスク分析・評価をし、監査を行っていれば、本件取引におけるリスクが把握され、早期に適切な対応をとることができた可能性があります。

2. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

(1) 改善報告書記載の改善措置及びその実施状況並びに運用状況

①再発防止対策会議の設置

【改善報告書に記載した改善策】

再発防止策を確実に実行するために、代表取締役社長を議長とし管理部署である総務部を中心として常勤監査役、内部監査室もメンバーに加えた再発防止対策会議を設置します。当初の一年は、毎月、再発防止対策会議を開催し、再発防止策の実施状況を確認し、その有用性についても検討を行い、必要に応じて対策を追加し、再発防止策の達成を図ります。また、再発防止策の実施状況を取締役会等においても報告します。1年後はコンプライアンス委員会に移管し、再発防止策の実行状況を継続的に報告・審議等を行います。

【実施・運用状況】

当社は、再発防止策に全社的かつ総括的に取り組むため、平成31年1月17日に、代表取締役社長を委員長とし管理部署である総務部を中心として常勤監査役、内部監査室をメンバーに加えた再発防止対策会議を設置いたしました。

(再発防止対策会議メンバー)

委員長	代表取締役社長
副委員長	常務取締役（管理部門担当）
委員	取締役総務部長、内部監査室長、品質保証部部长、経理部部长、 購買部部长代理、営業部部长代理、総務部部长代理
オブザーバー	常勤監査役
事務局	総務部部长代理（兼務）

再発防止対策会議では、平成31年1月22日から改善状況報告書の提出日までに合計11回開催し、再発防止策の対応方針の協議、進捗状況や再発防止策の有用性の確認等を行い、取締役会にも適宜報告（合計5回）を行いました。今後、再発防止対策会議は、再発防止策の実施・運用状況の確認のみならず、当社の規程全般の見直し等も含め、業務を適正に行うことを評価・検討するための会議体としてコンプライアンス委員会とは別で継続することとし、2ヶ月に1回の頻度で開催を継続していきます。

②-1 商品取引開始時のリスク把握の徹底及びその商流の確認

【改善報告書に記載した改善策】

今後、新たに発生する商品取引（他社製品の売買取引）、本業の業務とは異なる取引等を行う際は、取引開始前に、以下の点について購買部、営業部、総務部及び経理部で網羅的に確認・分析・対応策を検討・実施した上で、取締役会の審議等を経て決定します。これらの条

件を充足しない取引は行いません。

(ア) 取引先が非上場会社の場合は、必ず、総務部が信用調査会社に依頼し、新規取引先の信用調査を行います。また、経理部が原則、ファクタリング会社に新規取引先への与信限度額の設定が可能かを確認し、貸倒リスクに対応した与信保証契約を締結します。与信保証契約を締結できない顧客と取引を行う場合は、営業部が顧客と交渉し、顧客からの入金を確認した後に商品等を販売することを条件とします。

(イ) 取引先が非上場会社の場合で、金額的重要性（5百万円以上/年）がある商品取引の新規案件、本業の業務とは異なる取引等の取引の際には、購買部及び営業部が取引先と取引基本契約書等の文書を取り交わすとともに、商流（受注・発注・出荷・回収）を証憑で把握し、総務部が顧問弁護士による契約書のリーガルチェックを受け、契約の妥当性を確保する体制、仕組みを構築します。

(ウ) 取引先が上場会社の場合で、金額的重要性（5百万円以上/年）がある商品取引の新規案件、本業の業務とは異なる取引等の取引の際には、経理部が有価証券報告書等の財務諸表等の分析及び財務基盤が脆弱な場合は総務部が信用調査を行い、(イ)と同様の手続きを行います。

②-2 与信管理に関する規程の制定・運用

【改善報告書に記載した改善策】

与信管理については、その全般に関して規程化されていないため、総務部・経理部が、信用調査や与信保証契約等の与信に関する社内手続き及び与信保証限度額や取引先の状態に応じて与信限度額を定めるなどといった与信管理全般に関する規程を起案し、取締役会の承認を経て制定し、運用します。

【実施・運用状況】

改善状況報告書の提出日までに新たな商品取引、本業の業務とは異なる取引（以下、「商品取引等」といいます。）を実施していませんが、以下の対応をしております。

（商品管理規定の制定）

商品取引は以前より行われていたものの、その業務手順は明確ではなく、リスクも内包していたため、業務手順を見直しました。当該見直し等を踏まえ、平成31年3月15日付けで、目的、商品の定義、基本方針、管理主幹部門、仕入先の評価、重要取引の定義、実在性の確認、業務フロー等を定めた商品管理規定を制定しました。また、運用を明確化するため、詳細フロー図及び資料関連等を追加する改訂を同年4月9日に実施しました。

（与信管理規定の制定）

平成31年3月28日付けで、当社の業態、規模等を踏まえ、新規取引の申請・報告、与信限度の決定・変更、回収管理等の与信管理全般について定めた与信管理規定を制定しました。当

該規定の制定に伴い、同年3月6日に、従業員への説明会を実施し、規定内容の周知徹底を図りました。また、令和元年6月7日付けで、急な環境変化に対応するため、必要に応じた与信調査の実施や、回収条件の変更手続きの明確化を目的に、与信管理規定を改訂しました。

(商品管理規定及び与信管理規定の内容)

制定及び改訂した規定の概要は以下のとおりです。

- ・仕入先の品質管理体制や納期遵守率等を含めた仕入先評価を実施する。
- ・取引先が非上場会社の場合は、信用調査及び貸倒リスクに対応した与信保証契約の締結を検討・実施する。与信保証契約を締結できない場合は、入金確認後に取引を実施する。
- ・金額的重要性（5百万円以上/年）がある商品取引等の場合は、以下の対応を実施する。
 - －取引開始時及び取引開始後も定期的取引（商品）の実在性確認を実施する。
 - －取引基本契約を締結する際には、商流（受注・発注・出荷・回収）を証憑の入手により確認するとともに、顧問弁護士によりリーガルチェックを受ける。

(商品取引の実施状況、商品管理規定及び与信管理規定の運用状況)

上述のとおり、改善状況報告書の提出日までに新たな商品取引等を実施していないため、新たに定めた商品管理規定及び与信管理規定に則った実績はありませんが、既存の商品取引等について以下の対応を行いました。

- ・品質向上の取り組み、不良品解析力、品質管理体制、納期遵守率、納期の協力度、価格水準、などを基に数値化することにより、仕入先を評価し、取引が継続できない仕入先がないことを確認しました。
- ・金額的重要性（5百万円以上/年）がある商品取引等（2件）について、取引基本契約を締結していなかったため、顧問弁護士によるリーガルチェックを実施した上で、取引基本契約書を締結しました。
- ・取引（商品）の実在性の確認のため、送り状、受領書を入手するとともに、購買部、営業部により取引先に訪問し、現物を確認し、写真撮影の上、商品発送及び納品にも立会い、これらの確認結果に関する報告書を作成しました。今後、金額的重要性（5百万円以上/年）がある商品取引等については、年1回（3月）、現物の確認、発送及び納品の立会、報告書の作成を実施していきます。
- ・大手取引先が中心であり、貸倒実績も少なかったことから、与信限度額を設定していませんでしたが、本件取引発生により、再発防止策として制定した与信管理規定に基づき、商品取引等の取引先について与信限度額を設定しました。なお、売掛債権の保全の充実に図るため、販売先の倒産時等に売掛債権が保証される与信保証契約（ファクタリング契約）の保証額を増額しました。

③取締役会の実効性向上

【改善報告書に記載した改善策】

取締役会においては、本件取引のような当社にとって馴染みのない特殊な取引を開始する場合はもとより、製品取引においても、本業とは異なる取引等では、取引先、取引内容及び契約内容を精査し、内包されるリスクを抽出・認識の上、十分な協議・審議のもと決定してまいります。

取締役会の有効性について、取締役に対してアンケート（1回／3ヶ月）を実施し、取締役会の実効性を評価しその向上を図ります。

また、監査役は、取締役会付議事項に漏れがないか、プロセスに問題がないか及び合理的に判断がなされているかなどの確認を行います。また、監査役は情報収集の強化や必要に応じて追加の情報を求めるとともに、監査役会での意見交換等を踏まえた上で、取締役会において積極的な意見陳述、助言及び勧告等を行うことで、取締役会の実効性向上に寄与します。

本件取引開始時において、当社の取締役会は社外取締役を選任しておらず、その後の社外取締役の選任にあたっては、当社業界をよく知る人材を選任する方針から、当社の資本上位会社からの社外取締役の選任となり、独立社外取締役の選任ができておりません。本件取引開始時において独立社外取締役がいれば業務の執行から距離を置いた客観的、かつ、適切な関与・助言を得られたとも考えられることから、今期の定時株主総会に独立社外取締役の選任議案を上程します。独立社外取締役の選任により、企業価値向上の観点からの助言や意思決定を通じた経営の監督により、ガバナンス体制の強化を図ります。

【実施・運用状況】

（新たな商品取引等について）

改善状況報告書の提出日までに新たな商品取引等は実施しませんでした。

（取締役会の実効性向上について）

取締役会における有効性を図るため、従前、資料提供の時期を原則2日前としていたところ、十分な検討を要する議案については資料提供の時期をより早めるとともに、根拠となる資料を充実させる等の改善に努めました。

また、各取締役に対して、取締役会の実効性向上のためのアンケートを平成31年2月28日及び令和元年6月25日に実施いたしました。その結果、「経営理念、中長期的な経営戦略」や「取締役候補者選考」等において、取締役会での十分な議論がなされているとの項目に関して評点が低かったため、今後は、これらの評点の低い項目に関して、取締役会で検討のうえ改善を行うこととし、十分な検討を要する議案については資料提供の時期を原則2日前より早めるとともに、根拠となる資料を充実させることはもちろんのこと、議題の上程にあたっての検討した課題、経緯等も示したうえで、取締役会での審議時間を適切に確保し、十分な議論ができる環境の整備を引き続き図ってまいります。

(監査役について)

監査役は毎月の監査役会において、常勤監査役の稟議書等決裁書類の監査報告により取締役会付議事項に漏れがないか、取締役会付議の手續きに問題がないか、及び合理的に判断がなされているかなどの確認を行いました。また、経営会議への出席により情報収集を強化しました。監査役会での意見交換等を踏まえた上で、取締役会において積極的な意見陳述、助言及び勧告等を行っております。

(独立社外取締役の選任)

ガバナンス体制の強化を図るため、独立社外取締役 飯島 宗文が令和元年6月25日の定時株主総会決議により就任しました。同人は損害保険会社の取締役として培った経営全般に関する経験・知識に基づき、今後の取締役会において、独立した立場から議案の審議等につき必要な発言を適宜行い、取締役会の実効性向上に寄与するものと考えております。

④コンプライアンス意識等の向上

【改善報告書に記載した改善策】

コンプライアンス意識の向上を図るとともに、商品取引を含むリスクに対する感度やその知識を高めるため、全役員に対し顧問弁護士等による講習（2回/年）を実施いたします。

従業員に対しては、本件取引に関わった営業部、購買部、総務部、経理部、内部監査室に対し、リスク管理に関する感度や知識を高める研修を実施します。また、その他の従業員も含めて今まで以上にコンプライアンス教育や研修を計画、実施し、コンプライアンスに関する意識の向上、さらにアンケートによる浸透調査、不正を許さない環境づくりを進めていきます。

【実施・運用状況】

コンプライアンス意識の向上を図るため、以下のコンプライアンス教育を実施しました。

(コンプライアンス研修会)

日付	内容	講師	対象者
平成31年2月28日	コーポレートガバナンス	当社顧問弁護士	全役員、 再発防止対策メンバー (対象16名、うち欠席1名)
令和元年5月22日	インサイダー取引		全役員 経営会議メンバー (対象19名、うち欠席3名)

欠席者については、資料を配布し、資料を閲覧していることを確認しました。また、各コンプライアンス研修終了後、アンケートを実施しており、各々で理解度の評点も高く、効果があった

ことが確認できました。さらに、令和元年6月25日の取締役会において、代表取締役社長から2回のコンプライアンス研修会のアンケートの記載内容から、研修内容について相応の理解がされていることを確認でき、また、その後の取締役会等の会議体における積極的な議論等からコンプライアンス知識及び意識の向上に効果があった旨の報告がありました。

(与信管理セミナー)

日付	内容	講師	対象者
平成31年3月27日	与信管理セミナー	外部講師 (金融機関)	営業部、購買部、総務部、 経理部、内部監査室 (対象19名、うち欠席1名)

欠席者については、資料を配布し、資料を閲覧していることを確認しました。また、与信管理セミナー終了後、アンケートを実施しており、与信管理の基礎を再認識できた等前向きなコメントもあり、今後の業務に資することを確認できました。

(コンプライアンスハンドブック説明会)

日付	内容	講師	対象者
平成31年4月8日	コンプライアンス ハンドブック説明会	総務部(部長代理、課長)	寝屋川工場全従業員 (対象104名、うち欠席21名)
平成31年4月9日			本支店全従業員 (対象22名、うち欠席3名)
平成31年4月10日			門司工場全従業員 (対象141名、うち欠席17名)

欠席者については、後日、各事業所の総務課長が資料を配布し、説明を実施しました。また、コンプライアンスの浸透度を図るため、全従業員に対し、コンプライアンス意識調査を実施し、そのアンケート結果によりコンプライアンス意識の向上が確認できました。

今後も、役員への研修を年2回の頻度で実施するとともに、従業員に対しても年1回の研修を実施し、役員、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいります

⑤職務権限明細表の見直し及び運用の徹底

【改善報告書に記載した改善策】

本件取引開始後に、社則(職務権限明細表)の改訂を行い、金額基準に基づいた決裁区分(取締役会審議)を設け、運用しております。しかしながら、今般の不祥事発生を踏まえ、再度社則(職務権限明細表)の金額基準等が当社の事業規模や財政状態に見合ったものとなっている

かなどを点検し、問題があれば見直しを行います。また、管理部署である総務部・経理部が、社則（職務権限明細表）に従い取締役会等での審議、稟議決裁すべき事項が確実に実施されているかどうかの運用状況を確認します。

【実施・運用状況】

平成 31 年 2 月 28 日付けにて、社則（職務権限明細表）の改定を行いました。

社則（職務権限明細表）を見直した主な事項

- ・製品販売に関する取引について（判断基準の変更）
 - （旧）1 件当たりの取引金額で判定
 - （新）同一取引先との年間売上の取引金額で判定
- ※それぞれの職位ごとの権限も見直し（取締役会等に付議が必要な金額基準を下げました）
- ・商品販売に関する取引について（新設）
 - 5 百万円/年以上の新規取引又は一般的な取引条件と著しく異なる取引を行う場合は取締役会に付議
- ・与信管理に関する事項（新設）
 - 与信限度額の設定変更、与信限度を超えての取引を行う場合についての項目を新設

総務部は、平成 31 年 3 月 6 日に、新しい社則（職務権限明細表）に従い、取締役会等での審議、稟議決裁すべき事項が確実に実施されるよう、主として管理職を対象とした説明会を実施しました。さらに、稟議書様式の変更により、稟議書に取締役会審議事項かどうか、経営会議審議事項かどうかの欄を新たに設けることで、社則（職務権限明細表）に沿った運用がなされるよう申請部署に徹底するとともに、管理部署（総務部・経理部）はその項目を重点確認項目として受付時に複数人により確認する手続きに見直しました。

⑥内部監査の強化

【改善報告書に記載した改善策】

現在、内部監査室の人員は 1 名で、かつ、品質保証部（品質・環境の監査）を兼任していますが、内部監査室の専任者を置くことにいたします。これにより、内部統制監査及び業務監査に集中し、必要に応じて補助者も付け、内部監査体制の強化を図ります。

今回の反省を踏まえ、内部監査の抽出基準に金額的重要性のある新規商品取引（5 百万円以上/年）、本業の業務とは異なる取引等を加え、リスクに対する感度の強化を図ります。

内部監査計画策定や重点監査事項の選定にあたっては、監査役、会計監査人と十分な意見交換を行います。

また、監査役とも連携を強化し、毎月、常勤監査役と情報交換を行い、会社全体の監査全般が良好に行われているかどうか確認するものとします。

【実施・運用状況】

(内部監査室の人員増強)

内部監査室は、従前、1名体制で、かつ品質保証部を兼任していましたが、平成31年3月1日付で、専任者が1名就任しました。当該専任者は、寝屋川工場の前任の工場長で、当社事業内容に精通しており、適任であると判断しています。

また、当該専任者に加え、品質保証部を兼任する内部監査室の前任者を内部監査室補助者として任命し、内部監査室は2名体制となりました。

(内部監査計画)

内部監査計画は、本件取引の発生を踏まえて、内部監査室が当社の社内外環境下でリスクが想定される重要監査項目を抽出選定したのちに、平成31年2月13日の監査役、会計監査人との意見交換により、商品取引（5百万円以上／年）等を重点監査項目に加え、それらを反映させた計画を策定しました。

(再発防止策の整備・運用状況に関する内部監査)

内部監査室は、既存の商品取引において商品管理規定、与信管理規定に沿った手続が適切に実施されているか、取引基本締結契約書の締結にあたってリーガルチェックが行われているか、現物確認が適切に実施されているか等を監査し、問題がなかった旨を平成31年3月16日、4月17日の経営会議において報告しました。また、平成31年3月から令和元年5月の商品取引に係る送り状、受領証等の重要な証憑を引き続き確認し、問題がなかった旨を令和元年5月22日、6月19日の経営会議において報告しました。

(内部監査室と監査役とのコミュニケーション)

内部監査室の専任化により執務場所を常勤監査役室に設け、監査役と日々情報の共有や意見交換を行うことができる体制とし、両者間の深度のあるコミュニケーションが図られています。

また、監査役との連携を強化し、毎月、常勤監査役と情報交換を行い、会社全体の監査全般が良好に行われているかどうか確認するものとなりました。

(その他)

内部通報制度については、内部監査室又は常勤監査役を受付窓口とし、従業員等からの通報があった際に、通報者を保護しながら、調査を行い、不正が認められれば、コンプライアンス委員会にて検討された是正措置を実施し、早期の是正を行う体制を従前から整備しておりました。

さらに、本件取引の発生を踏まえ、不正を防止する体制強化策として、経営陣から独立し秘密保持が徹底された通報ルートを確保する目的で、平成31年4月1日付にて外部の内部通報受付窓口を顧問弁護士事務所に新設しました。

内部通報受付窓口の顧問弁護士事務所の新設は、社内掲示を行うとともに、ホームページへの掲載も行いました。

⑦監査役監査の強化

【改善報告書に記載した改善策】

今回の不祥事の発生を踏まえ、金額的重要性のある新規商品取引（5百万円以上／年）、本業の業務とは異なる取引等に対する監査を強化します。

監査計画策定時にあたっては、内部監査室、会計監査人と十分な意見交換を行います。

また、常勤監査役は内部監査室と毎月、情報交換を行い、会社全体の監査全般が良好に行われているかどうかを確認するとともに会計監査人との間においても監査で得た情報の共有及び意見交換を行います。

上記の内容は、原則毎月、常勤監査役が監査役会で報告・議論し、監査役監査の強化を図ります。

【実施・運用状況】

（商品取引等の監査の強化）

本件取引の発生を踏まえ、平成31年2月13日に会計監査人、内部監査室及び監査役で、検討を要するリスク等を改めて確認した上で監査事項や監査内容を決め、年間5百万円以上の商品取引等全件、並びに商品取引の手順が新たに定めた規定に沿っているか内部監査室が監査を行い、監査役は監査の方法と結果から有効性を確認し、商品取引等の監査を強化しました。また、常勤監査役は再発防止対策会議のオブザーバーとして参加し、各再発防止策に対して有益な意見を述べ、その整備・運用に寄与しております。再発防止対策会議の内容は議事録を基に常勤監査役が毎月の監査役会で報告し、改善スケジュールの進捗確認を行っております。

（内部監査室、会計監査人との連携強化）

今期の監査計画の策定にあたって、これまでは内部監査室及び会計監査人との連携が不足していましたが、本件取引の発生を踏まえ、それぞれに会合を持ち、意見交換を行うことで、監査の実効性と網羅性を向上させたものを策定しました。また、今後は四半期ごとに「三様監査連絡会」の会合を設け、連携体制の強化を図ることを決めました。

常勤監査役は内部監査室と毎月、懸案事項など情報交換を行い、会社全体の監査全般が良好に行われているかどうかを確認するとともに、会計監査人との間においても内部監査室長も同席し、それぞれの監査で得た情報の共有及び意見交換を月に1回程度とこれまでより増やして実施しました。その内容は、原則毎月の監査役会で常勤監査役が報告・議論し、監査役監査の強化を図りました。

(2) 改善措置実施スケジュール

改善措置項目	2019年						
	1	2	3	4	5	6	7
1. 再発防止対策会議の設置							
①再発防止対策会議メンバーの選任	→						
②再発防止策の遵守状況の監視							→
③再発防止策の遵守状況の取締役会等での報告							→
2-1. 商品取引開始時のリスク把握の徹底及びその商流の確認							→
2-2. 与信管理に関する規程の制定・運用							
①与信管理規程の制定	---	→					
②与信管理規程の説明会		---	→				
③与信管理規程の運用							→
3. 取締役会の実効性向上							
①取締役会実効性向上のためのアンケート	---	→		---	→		---
②アンケート結果を踏まえた取締役会での議論							→
③独立社外取締役の選任議案の上程	---	---	---	→	→		
4. コンプライアンス意識等の向上							
①役員に対するコンプライアンス研修	---	→		---	→		
②関係部署に対するリスク感度、知識を高める教育	---	→	---	→	→		
③従業員に対するコンプライアンス教育や研修			---	→			
④従業員に対する浸透度に関するアンケート調査				---	→	→	
5. 職務権限明細表の見直し及び運用の徹底							
①職務権限明細表の見直し	---	→					
②職務権限明細表見直し後の説明会		---	→				
③職務権限明細表の運用状況の確認							→
6. 内部監査の強化							
①内部監査室の専任化	---	→	→				
②会計監査人、監査役会との意見交換		→					→
③抽出基準の見直し	---	→	→				
④常勤監査役との情報交換							→
7. 監査役監査の強化							
①会計監査人、内部監査室との意見交換							→
②常勤監査役と内部監査室との情報交換							→

※ ---> : 準備・計画、→ : 実施・運用

3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する会社の評価

当社は、新規取引時の調査の甘さに加え、ガバナンスの緩みにより、平成30年11月、5期に渡る過年度の決算短信等及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出するに至り、株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

その深い反省に立ち、当社の全ての役員及び従業員が一丸となって再発防止の取り組みを進めてまいりました。その結果、取引時の審査強化、取締役会の実効性の向上、コンプライアンス意識等の向上、与信管理の充実、内部監査及び監査役監査の強化等、成果が着実に現れてきていると認識しております。

今後とも再発防止対策会議を開催し、これまで実施してきた再発防止策を定着・改善していくとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に励み、株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様の信頼回復に鋭意、努めてまいります。

以上